

変更点:「新型コロナウイルス感染に関連する欠席」に
感染拡大指定地域へ実習に行った場合を追加
感染拡大指定地域の定義

(教員用)

新型コロナウイルス感染防止のための授業運営について

厚生労働省が示す感染を拡大する次の3つの「密」が重なることのないよう十分留意した授業運営をしてください。

- (1) 換気の悪い密閉空間
- (2) 多数が集まる密集場所
- (3) 間近で会話や発声をする密接場面

授業実施にあたり具体的には以下の事に留意してください。

1. 入室の前に手洗いをお願いします。学生にも手洗いを周知していますが、念のため各教室の教卓に除菌用アルコールを設置しています。(ただし量に限りがあります) 中身が少なくなりましたらお手数ですが事務室までお持ちください。
2. 換気については、6月4日付で総務課よりお送りしている「新型コロナウイルス感染予防対策のための教室の換気等について」をご確認ください。
エアコンを稼働する場合も換気は必要です。可能な限り、エアコン使用を控えてください。エアコンを稼働しない場合、授業中は、常に2カ所以上の窓(できれば対角が望ましい)を開けて換気をしてください。授業終了後も、窓を開けたまま退室してください。雨天時、雨が吹き込む場合は、廊下側の出入り口を開放し、換気扇を回してください。
3. 常時マスクを着用してください。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を防ぐため、マスクもしくはフェイスシールドの着用をお願いします。
マスクは各自で準備をし、清潔なものを使用してください。
6/2に配付したフェイスシールドは破損等で使用が不可能な状態になりましたら、その後は各自でご準備いただきますようお願いいたします。(研究費での購入も可)
4. 座席は、教務部で指定した場所に着席させ、座席の指定もしくは、どこに着席したかを把握するようにしてください。感染者が出た場合は、座席表と出席簿の提出をお願いしますので、把握の徹底をしてください。教卓から1~2m程度間隔をあけて指定席を設定していますが、座席に余裕がある場合は、さらに間隔をあけて着席させてください。
5. 授業開始時には、風邪症状(発熱、咳、のどの痛みなど)や、普段と違う症状(だるさ、息苦しさ、下痢、嗅覚・味覚異常など)のある学生がいないか確認してください。該当者がいた場合は、直ちに帰宅させてください。授業終了後、該当学生の席を除菌用アルコールで消毒してください。該当学生については、授業終了後、教務課までお知らせください。
※学生の中には、基礎疾患(喘息等)を持っている学生が咳をすることもあります。ご配慮ください。

6. 授業終了後は、教卓・マイク・出入り口のドアノブ等の拭き取り消毒をしてください。また、学生に自分が座っていた机・椅子等の拭き取り消毒をするよう指示をお願いします。(8月10日メール送信、各教室掲示の「拭き取り消毒要領」参照)

○2020年度後学期の欠席の取扱いについて

・学校保健安全法に基づく学校感染症及び、新型コロナウイルス感染に関連する欠席(※1)については、原則「特例欠席」扱いとし欠席回数に含めないことにします。(学生の学修に不利益が生じないよう、配慮をお願いいたします。)

就職試験や忌引など学校感染症以外の公欠席は、従来通り欠席回数に含まれます。

○出席簿について

・出席簿は授業形態に関わらず、授業日程に沿って日付順に記載をお願いします。

・万が一、感染が確認された場合、感染者の大学内での行動をいち早く確認し、かつ濃厚接触者の確認を迅速に行うため、毎時限出席簿の管理を徹底していただき、発熱等による欠席等の記載も併せてお願いいたします。

・新型コロナウイルス感染に関連する欠席については、各種届出にてご確認いただき、出席簿には該当する月日に、「●」を記入してください。

○授業時間について

後学期の授業は、前学期同様に試験を含めて15週で計画をしてください。現在、試験を含めて16週で予定をしている授業科目は、15週に変更をお願いいたします。

※1「新型コロナウイルス感染に関連する欠席」の取扱いは以下のとおりとします。

■新型コロナウイルス感染

■濃厚接触者と特定

■風邪症状(発熱、咳、のどの痛みなど)や、普段と違う症状(だるさ、息苦しさ、下痢、嗅覚・味覚異常など)

・事前に教務課に連絡があった場合のみ、特例欠席とする。

■濃厚接触の疑いがある場合

・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、飛行機内等を含む)があった者等

■感染拡大指定地域(※2)へ実習に行った場合

■やむを得ず感染拡大指定地域(※2)へ就職試験を受けに行った場合

■登校が不安

愛媛県において感染が拡大(※3)しており、自分が新型コロナウイルスに感染するのではないかと不安がある場合

(※3)愛媛県の警戒レベルが「感染対策期」もしくは「感染警戒期」の時

■子どもの預け先が休園、休校になった など

登校が困難な場合

アドバイザーが状況を
確認し、「事由書」を
作成してください。

レジャーや帰省のため首都圏、感染が拡大している県外へ行った場合は、原則 2 週間の自宅待機とします。その場合は通常の「欠席」扱いとします。ただし、帰省の理由（忌引き等やむを得ない事由）において、教務部長が認める場合は「公欠席」とします。自宅待機期間中は「健康記録シート」を記入し、外出を自粛するよう学生に伝えてください。

※2「感染拡大指定地域」とは、直近 1 週間の人口 10 万人あたりの感染者数が 2.5 人以上の都道府県とします。

(参照)NHK ホームページ「新型コロナウイルス」特設サイトデータで見る 人口 10 万人あたりの感染者数

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data/#latest-weeks-card>

-
- ・学生から新型コロナウイルスに関連する連絡・相談があった場合は、「聞き取りシート」をご利用ください。教職員用イントラ「教務課」よりダウンロードできます。聞き取りシートの提出先は教務課です。
 - ・自宅待機や出席停止等で欠席した学生が不利益にならないよう、配慮をお願いいたします。
 - ・「新型コロナウイルス感染予防対策について(フローチャート)」、「コロナ新時代における行動ガイドライン(新しい生活様式として)」も併せてご確認ください。